



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

上場会社名 ホクシン株式会社
代表者名 代表取締役社長 平良 秀男
(コード番号 7897 東証)
問合せ先 専務取締役管理部長 西丸 義孝
T E L 072-438-0141(代表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 5 月 1 日施行の改正会社法により導入される「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定いたしました。本移行及び「定款一部変更の件」につきましては、本年 6 月 26 日開催予定の第 65 期定時株主総会において、株主の皆様によるご承認が得られることを条件として実施いたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行後の役員人事につきましては、本日付の「役員人事のお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 移行の理由

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るものであります。

2. 移行の時期

本年 6 月 26 日開催予定の第 65 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行することといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規程の追加、監査役や監査役会に係る規程の削除、取締役や取締役会に係る規程の変更等、所定の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 26 日

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>第4条 (機関)</p> <p>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第4条 (機関)</p> <p>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (員数)</p> <p>当会社の取締役は6名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (員数)</p> <p>当会社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役は6名以内、監査等委員である取締役は4名以内</u>とする。</p>
<p>第20条 (選任)</p> <p><u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2.</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3.</u> 取締役の選任については累積投票によらない。</p>	<p>第20条 (選任)</p> <p>(削除)</p> <p>取締役の選任は、<u>株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2.</u> 取締役の選任については累積投票によらない。</p>
<p>第21条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条 (任期)</p> <p><u>監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主</u></p>

<p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選定する。また、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名<u>を定め</u>ができる。</p> <p>第 25 条 (招集通知) 取締役会を招集するときは、各取締役及び監査役に対して会日の 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 27 条 (議事録) 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (取締役の責任免除) 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によつ</p>	<p><u>総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 増員又は補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条 (代表取締役及び役付取締役) <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役社長 1 名を選定する</u>。また、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役<u>を各若干名定め</u>することができる。</p> <p>第 25 条 (招集通知) 取締役会を招集するときは、各取締役に対して会日の 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 27 条 (議事録) 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (取締役の責任免除) 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によつ</p>
--	--

て、法令の定める限度額の範囲内で、
その責任を免除することができる。

(新設)

て、法令の定める限度額の範囲内で、
その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 29 条 (員 数)

当会社は監査役 3 名以上を置く。

第 30 条 (選 任)

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 31 条 (任 期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条 (補欠監査役の選任に係る決議の効力)

補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 5 章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

<p>第 33 条 (常勤の監査役)</p> <p>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役 1 名以上を選定する。</p>	<p>第 29 条 (常勤監査等委員)</p> <p>監査等委員会の決議により、常勤監査等委員を若干名選定することができる。</p>
<p>第 34 条 (監査役会規程)</p> <p>監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>第 30 条 (監査等委員会規程)</p> <p>監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第 35 条 (招集通知)</p> <p>監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>第 31 条 (招集通知)</p> <p>監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>第 36 条 (決議)</p> <p>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第 32 条 (決議)</p> <p>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>第 37 条 (議事録)</p> <p>監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>	<p>第 33 条 (議事録)</p> <p>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>
<p>第 38 条 (監査役の責任免除)</p> <p>当会社は、監査役（監査役であつた者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範</p>	<p>(削除)</p>

圏内で、その責任を免除することができる。

第6章 計 算

第39条～第43条（条文省略）

附 則

第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除する。

(新設)

第6章 計 算

第34条～第38条（現行どおり）

附 則

(削除)

(削除)

第1条 平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除については、同定期株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条の定めるところによる。

以上